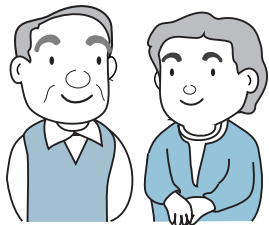


65歳以上の公的年金の受給者で、市・県民税を納税されているかたへ



地方税法の改正で、公的年金の所得に対する市・県民税の納税方法が変わります。今回の制度導入により、平成21年度分の市・県民税は、年金を支給する社会保険庁などの年金保険者が年金から引き落とし、川口市へ直接納入（特別徴収）することになります。この制度は、納税方法を変更するもので、新たな税負担は生じません。

対象となるかたは…



平成21年4月1日現在で65歳以上の公的年金の受給者で、前年中の年金所得に係る市・県民税の納税義務のあるかた。

ただし、左記のかたは、対象外です。

- 老齢基礎年金などの年額が18万円未満のかた
- 介護保険料が年金から引き落とされていないかた
- 平成21年1月2日以降に川口市外へ転出されたかた

引き落としの対象となる年金は…

老齢基礎年金または昭和60年以前の制度による老齢年金、退職年金など。
障害年金および遺族年金などの非課税の年金からは、市・県民税の引き落としはされません。

引き落としされる市・県民税額は…

年金所得の金額から計算し

た市・県民税額のみです。給与所得や事業所得などの金額から計算した市・県民税は、従来どおりの方法で納めることになります。

実施時期は…

平成21年10月支給分の年金から。

平成21年度分の納税方法は…

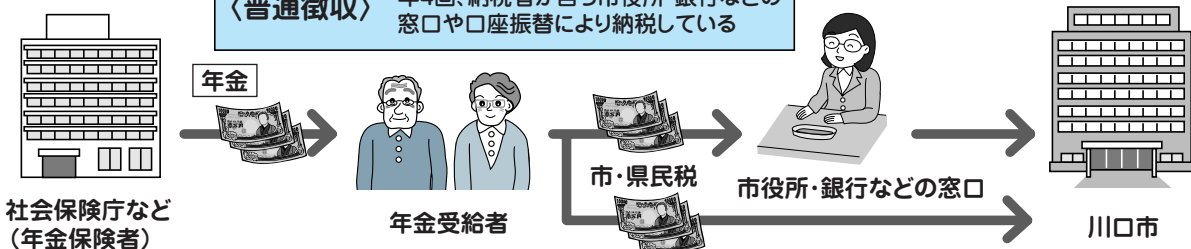
6月（1期）および8月（2期）は、普通徴収（納税通知書で支払う方法）で納めていただきます。今まで口座振替で納めていたかたは、1期・2期のみ口座からの振り替えとなります。

また、年金所得以外の所得に係る市・県民税および年金からの特別徴収の対象とならないかたの市・県民税は、従来どおりの方法で納めることになります。

平成21年度分市・県民税納税通知書の発送について

年金からの特別徴収制度の導入に伴い、税額通知書の発送は6月中旬となる予定です。

今まで



これから

